

第 10 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成20年 2 月 25 日

開 会 中

場 所 第 2 委員会室

平成20年 2月25日 (月曜日)

午後 1 時30分開議

午後 2 時30分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 平成19年12月以降の水俣病被害者対策について
- (2) 閉会中の継続審査事件について

出席委員 (14人)

委員 長	西 岡 勝 成
副委員 長	前 川 收
委 員	倉 重 剛
委 員	児 玉 文 雄
委 員	松 村 昭
委 員	小 杉 直
委 員	岩 中 伸 司
委 員	中 原 隆 博
委 員	平 野 みどり
委 員	大 西 一 史
委 員	氷 室 雄一郎
委 員	藤 川 隆 夫
委 員	鎌 田 聡
委 員	吉 永 和 世

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部 長	村 田 信 一
次 長	駒 崎 照 雄
環境政策課長	坂 本 慎 一
環境保全課長	古 庄 眞 喜
水環境課長	林 田 源 正
水俣病保健課長	谷 崎 淳 一
水俣病審査課長	田 中 彰 治

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐	内 田 豊
議事課課長補佐	菊 住 幸 枝

午後 1 時30分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第10回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、議題に入ります。

前回の特別委員会後の水俣病被害者対策に関する状況について、執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づきまして、谷崎水俣病保健課長及び田中水俣病審査課長に説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。資料の1ページをお願いいたします。

1番の平成19年12月以降の水俣病対策の主な経緯につきまして、まず御報告をさせていただきます。

12月17日に、県議会の本会議におきまして、新たな水俣病被害者の救済策の早期実現に向けた決議がなされたところでございます。この内容が、水俣病問題の早期解決に向けた連携をチッソ株式会社にも求めるものであったところから、12月20日に、議長と、当委員会の前川副委員長がチッソに対して、申し入れを行われたところでございます。

12月24日、来年度の政府予算案の中で、新救済策関係事業費として10億円が計上されております。年明けまして1月25日でございますが、水俣病認定申請棄却処分取り消し及び認定義務づけ訴訟、いわゆる溝口訴訟で熊本地裁判決が出されたところでございます。

以上でございます。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

前回からの変更点のみを御説明いたします。

まず、2の認定申請等の状況についてでございますが、(1)の関西訴訟最高裁判決以降の熊本県への認定申請者数は、1月末日現在で3,700人となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

3の水俣病に関する裁判の状況についてでございますが、現在係争中の訴訟は5件でございます。

(3)の水俣病認定申請棄却処分取り消し及び認定義務づけ訴訟につきましては、先月25日に、熊本地裁におきまして、原告からの棄却処分取り消しの請求を棄却し、認定義務づけの訴えを却下する判決の言い渡しがありました。原告は、2月6日に控訴されております。

以上でございます。

○谷崎水俣病保健課長 3ページをお願いいたします。

続きまして、4の平成20年度の水俣病保健課及び水俣病審査課関係の予算として計上しております主なものを御報告させていただきます。

3ページの下の方でございますが、(1)は、水俣病認定審査会の運営に係る経費でございます。2,400万円を計上させていただいております。(2)は、水俣病認定申請者に対する検診等に係る経費でございます。7,300万円余を計上させていただいております。(3)は、医療手帳、保健手帳等の総合対策医療事業に係る医療費の支給及び水俣病発生地域に居住する住民の方々の健康管理を行うための経費でございます。これは、扶助費等が入っておりますので、38億1,000万円ほど計上させて

いただいております。

次のページをお願いいたします。

(4)は、水俣病認定申請者の方々に対して、認定または棄却等の処分がなされるまでの間の医療費等の支給に係る経費でございます。3億8,000万円ほど計上させていただいております。(5)は、水俣市が行います慰霊式あるいは地域のもやい直し等への支援に係る経費でございます。1,000万円ほど計上させていただいております。(6)は、胎児性の方あるいは小児性の患者の方々、住みなれた地域で安心して暮らせるための支援に係る経費でございます。7,000万円余を計上させていただいております。最後に(7)でございますが、新救済策推進費として、与党プロジェクトチームで取りまとめられました、新たな水俣病被害者の救済策についての基本的な考え方に基きまして、先ほど1の経緯で御報告いたしましたように、国が10億円を新年度政府予算に計上しておりますことから、県といたしまして、新たな救済策への対応を図るための経費を計上させていただいているところでございます。金額は9億3,000万円でございます。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上、19年12月以降の水俣病被害者対策について執行部からの説明をいただきました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○中原隆博委員 今、御報告がありましたように、正副委員長を中心にチッソ本社に出向いていただいて、これまでの経過等を踏まえて、これから政治解決に向けてどうしたらいいかということで、後藤会長みずからお見えになって、熊本県議会並びにまた水俣市議会に、それぞれいろいろと私たちとの議論の場といたしますか、そういう機会を設けていただ

いたわけでございますけれども、それ以降、せっかくお見えいただいて、ただただ一方的にチッソの方針だけで終わって、今日を迎えているという気がしてならないわけでございますけれども、既に予算もこういう形で10億円も計上されている中で、全く動いていないんじゃないかというような気持ちを、新たにいたすわけでございますけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

○谷崎水俣病保健課長 今、中原委員の方からお話がありましたように、私どもも、現在の新救済策の動きというのがなかなか見えてこないということについての多少いら立ちがございますが、この間、与党プロジェクトの園田座長におかれましては、チッソ株式会社に対する折衝を続けておられます。そのことは、年末あるいは年明けにもそういうことをされているということもお伺いしております。

それから、先週は、報道等でございますが、環境大臣がチッソの後藤会長に解決への努力を要請されたということをお伺いしております。内容としては、それ以上のことは報道されておりませんし、私どもも環境省の方に確認いたしました。それ以上のことはありませんが、今後関係部署におきまして折衝を続けていくということのように、我々としても期待をいたしております。

それらの動向も踏まえながら、私どもとしても、県として、じゃあどうしていくかという状況の中で、今地元の方に入りまして、この救済策についての御理解、あるいはいろいろな相談業務に当たらせていただいております。その中で、新たな救済策に対しての御理解というのが、少しずつではございますが、進んでいるということを感じとして得ておる状況でございます。

以上でございます。

○中原隆博委員 なお一層の努力を期待したいと思っておりますし、今のままではやっぱり膠着した状態が続いているような状況ですから、これを何とか打開しなければならないという思いですから、それを受けとめて、さらに執行部の方としてもやっていただきたいと思っておりますし、もちろん私たち議会も、それに歩調を合わせるような形で努力をさせていただきたいと、こういう気持ちでおります。よろしく願いいたします。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○大西一史委員 今、中原委員の方からも話がありましたけれども、今回、12月17日に、我々県議会としては、もう非難決議と言ってもいいでしょう。抗議の決議をさせていただいて、やっぱりチッソに対して、本当に真摯に向き合ってほしいと、前向きに進むようにやってほしいというふうな思いを込めての非常に重い決議だったと思います。

しかし、それを受けて、議長、それから副委員長それぞれ行っていただいて、チッソの方にも申し入れをされたということでもありますけれども、その後の、今、御報告がありましたような、環境大臣との話し合いの経過の中でも、相変わらずチッソというのは、非常に開き直った態度といたしますか、私たちがこうやって決議をしたこと以降、もう2カ月もたっているにもかかわらず、ほぼゼロ回答というような状態で、完全に膠着状態を起しているということは、やはり県議会のこの決議を一体チッソはどう思っているのかということで、非常に腹立たしい思いをしてニュースを私は見ておりました。

5月1日の慰霊式までの間に、何とか環境大臣としては、この問題を打開したいということで、ボールをチッソの方に投げたということでもありますけれども、チッソの対応というのは報道のとおりということでもあります。

やっぱりこういう状況の中で、我々の決議というのは非常に何かむなしさを覚える、もう怒りを通り越してむなしさを何か感じるように最近ではなってきました。

ただ、今の与党PTでの園田座長を初めいろんな動きの中で、何とか打開をしようとしているということもありますので、我慢しながらこのまま指をくわえて見守っておらなければならないのかということで、非常に悔しい思いを私としてはしています。やっぱりチッソに対して、県として、県議会でこういう意見があっているということ、皆さんもそういう同じ思いを持っておられると思います。何かの場面で伝えていただきたいというふうに思います。

やっぱり少しでも前に進むように、解決するように、我々は一生懸命努力をしているつもりでありますけれども、こういう状態が続くと、県議会としても、もっと強くチッソに対していろんなことを、抗議を含めてですけれども、言っていかなければならないのではないかなというような気がしていますが、部長でも結構ですけれども、チッソに対しての今の県議会のこういう議論、あるいは熊本県の今の状況、患者団体の皆さんの思い、憤りというものをチッソにどうやって今から伝えていかれるというふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○村田環境生活部長 今、むなししい思いということでおっしゃいました。

今、私、この2年ほど水俣病問題に対処する中で、少なくともこのチッソの対応に関して、園田座長を初めあるいは環境省も含めて、同じ思いではないかというふうに思っております。実は、座長も、相当な意気込みでチッソに臨んでいらっしゃる。今のところは、先ほど谷崎課長も申し上げましたように、県として与えられた役割として、地元でできるだけ入り込む役割を果たそうということで、

議会の本会議でもありましたように、毎週でも入り込みながら努力をしております。

そういう中で、PTの園田座長としては、チッソ、それからそれぞれの団体への思いを必死になって今やっておられます。そういった思いが一つあらわれたのが環境大臣の具体的行動だったのかなというふうに思っております。

じゃあ、県として、もう少し強く出るべきではないかという思いだろうと思いますが、今回のこういう、今おっしゃったような思いというのは、逐次我々もチッソの方には当然伝えておりますし、ただ、もう少し具体的成果があらわれる行動につなげろという御指示だと思いますので、そこを実は正直言って悩みながら動いているというのが、実は正直な心境でございます。

今の意気込みは、私どもも十分腹に置きながら、きょう以降の行動につないでいきたいというふうに思っております。

○前川収副委員長 私は、先ほどからお話ありがとうございました県議会決議を議長と一緒に持っていった人間でありますから、そのときのやりとりというものも含めて、皆さん方に御報告をしとかなければならないという思いがあります。

基本的に、その決議を提出した後に、私はこう言いました。このままチッソが動かないのであれば、県議会としても考えがりますと、これまでのとおりにはいかないようになると思いますよ、という発言をその場でさせていただいております。

そこで、執行部に質問ですけれども、今チッソに対して貸し付けている金額、昔県債でやってきた、ずっと累積している金額、今幾ら残っていますか。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。チッソ金融支援を担当いたしております。

ただいまの御質問でございますけれども、これまで県におきましては、5種類の県債を発行いたしましてチッソに貸し付けを行っております。

その貸付残高の御質問でございますが、平成19年3月末現在、昨年の3月末現在でございますけれども……

○西岡勝成委員長 坂本課長、口で説明するとなかなかわかりにくいので、できれば資料があれば、その資金の流れ等々複雑ですから、何か皆さんに配っていただいて説明した方がわかりやすいと思います。

○坂本環境政策課長 それでは、県債のチッソへの貸付残高、それから、ただいま御指摘がありましたチッソ金融支援の現在の流れといますか……

○前川収副委員長 抜本策の枠組みね。

○坂本環境政策課長 はい、抜本策の枠組みについて、それじゃ資料をお配りさせていただいて御説明をさせていただきたいと思っております。

○西岡勝成委員長 なかなか口先ではわからんもん。

(事務局資料配付)

○坂本環境政策課長 それでは、ただいまお配りした資料に基づいて、少し時間をいただいて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、文言で書いてある方でございますけれども、現在のチッソ支援策、いわゆる抜本支援策と呼ばれておりますけれども、これは平成12年2月8日の閣議了解に基づいて決定をされたものでございまして、ここにその閣議了解の抜粋をおつけさせていただいております。ここで、まず御確認をいただきたいと

思います。

少し読ませていただきます。「国は、チッソが患者県債の発行によらず経常利益の中から患者への補償金を優先的に支払っていくことを支援するため、患者県債方式を平成12年度下期以降廃止するとともに、既往公的債務について、以下の措置を講ずる。(1)熊本県は、チッソが、経常利益から患者補償金を支払った後、可能な範囲内で県への貸付金返済を行い得るよう、各年度、所要の支払猶予等を行う。(2)国は、県が上記(1)の措置を講ずる場合に県債償還に支障をきたさぬよう、支払猶予等相当額を①一般会計からの補助金及び②地方財政措置により手当する。①と②の割合は8:2とする。なお、地方財政措置として、県は特別な県債を発行することとし、その元利償還金については地方交付税措置を行う。」これが現在の抜本支援策の枠組みでございます。

ただ、なかなか言葉ではわかりにくいございますので、裏面の方に金額を入れましたフロー図を記載いたしておりますので、こちらの方をごらんいただきたいと思います。

まず、左上に、チッソ貸付残高、先ほど御質問がございましたけれども、チッソへの貸付残高を記載いたしております。5つの種類の県債を発行してチッソに貸し付けておりますその発行残高、いずれも元金ベースでございますが、平成18年度末で1,339億円余でございます。19年度末、見込みでございますが、1,326億9,000万円余となる予定でございます。

それから、この資料右側※印で記載をいたしておりますが、ここに記載の金額、数字につきましては、平成20年度の当初予算ベース、それから、括弧書きの中に平成19年度の実績見込み額ベースで記載をいたしております。

まず、この表で左側から2番目の約定償還という欄をごらんいただきたいと思います。

これは、県が、県債の借り入れ先に返済を

すべき金額でございます。契約に基づく約定償還額でございますが、下に5種類の県債のそれぞれ金額を記載いたしております。

特に、この波線で囲っております3県債分、これは、ヘドロ立替債、患者県債、設備県債の3種類でございますが、これにつきましては、本来チッソが県に償還すべき額でもございます。

ただ、先ほど閣議了解の資料をごらんいただきましたように、現在は支払い猶予という措置が講じられておりまして、チッソからの返済は、この約定どおりには行われておりません。そこで、現在のチッソからの返済額及びその流れと、それから不足する分の措置について記載したのがこのフロー図ということでございます。

その前提で、まず右側、チッソ(株)の①と記載のところをごらんいただきたいと思えます。チッソは、その経常利益、平成18年度決算で約110億円、19年度決算で約120億円の見込みとなっておりますが、この経常利益の中から、右側の②でございますが、まず優先的に患者補償を実施することになっており、ここでは、約25億円近い患者補償をまず支払います。次に、その下③でございますが、必要な租税公課、いわゆる税金を納めることになっております。さらに、その左側の④でございますが、これは一定のルールで認められました内部留保というものを行った上で、左側の上の矢印⑤のところでございますが、可能な範囲での返済という形で、残った額を県に返済するという形になっております。

ただ、先ほどごらんいただきましたように、チッソが本来返済すべき額と申しますのは、3県債分、20年度当初予算ベースで79億3,000万円でございますので、これとチッソから返済されました額の差額、いわゆる不足額は、ここに波線で囲っておりますように、19年度実績見込みで約48億円、20年度当初見込みで約60億円になります。この不足額が支払猶予

等相当額と呼ばれるものでございますが、この金額につきましては、そのうち8割につきましては右側の⑥番になりますが、国からの補助金で措置され、補てんをされるという形でございます。残った2割につきましては、上の⑦でございますけれども、県が特別県債を発行いたしまして資金を調達し、それを⑧特別貸し付けという形でチッソへ貸し付けを行いまして、その上で⑨改めて県へ返済してもらうという形になっております。

それから、県債の中で一時金県債と特別県債、これにつきましては交付税措置がなされておきまして、県の一般会計からの繰出金、これでもって当面措置するという形になっております。

簡単でわかりにくかったかもしれませんが、チッソへの貸付残高、それから、今の抜本支援策に基づくチッソ支援のフロー、流れについては以上のとおりでございます。

○前川収副委員長 平成12年当時を思い出しておりました。毎年毎年県債発行で、我々は、PPPの原則に基づく患者補償を完結するためとは言いながら、毎年チッソ県債をいつも議会で通していかなければならないところに、何となく釈然としない思いをいつも持ちながらその県債発行をやってきた。

当時も、私は、水俣病対策特別委員会の副委員長でした。この抜本策——当時、抜本策と呼んでいましたけれども、抜本策をつくることによって、我々が県民の皆さん方にお断りをしながら発行をしてきた県債を、もともとは政府が緊急避難的措置ということから始まった閣議了解を得て発行し始めた県債だったはずでありますけれども、それが累積したことの中で、どうやってこの金融支援をしていくのかという抜本策を、非常に、もう本当に政治的な解決だったと思っておりますけれども、いろんな関係者の皆さん方の御苦勞の中でこのスキームがつけられたということをよく覚

えております。当時、抜本策ができたということで喜んでおりました。

ただ、一方で、これは決して金融支援という——チッソに対する金融支援なんですけれども、それは目的は患者補償を完結させるためのチッソに対する金融支援策なんです。チッソは、熊本県から、毎年毎年県債を借りずに済むようには形上はなっていますが、彼らは、基本的には患者補償をするためのこのスキームというものができてしまったがゆえにかなにか知りませんが、何かもう自分たちは関係ないような形で——今回のこのケースで照らしたときに、顔をしていること、そのことがどうも釈然としないというんですか、さっきの大西先生と同じ意見で、もう本当に怒りを感じております。

私は、この金融支援策の抜本策は、県が了承をした上で、政府と一緒に了解をとりながらやってきたことであることの重さというのはよくわかっています。ただ、議会は、今の金融支援策のこのスキームの中でいっても、例えば特別県債を発行しているときに、これは我々の議決が要りますよね、たしか。どうですか。

○坂本環境政策課長 それぞれ予算の中で、ここに記載しております金額については措置をいたしております。

○前川収副委員長 もう1つ、繰出金、これは一般会計から、この額でいけば約9億7,000万円ですか、括弧の19年度実績でいけば約8億5,000万円、これも我々が通したわけですね、去年の当初予算で。

○坂本環境政策課長 19年度実績見込みにつきましては、昨年度、当初予算で計上させていただきました額とその差額について、現在2月補正予算で補正をお願いいたしております。その2月補正予算後の数字が括弧書きの

19年度実績のようになっております。

それから、下段の9億6,600万円、これは現在お願いをしております、20年度当初予算の中で計上をいたしている金額でございます。

○前川収副委員長 我々が決議までしてお願いをし、その後2カ月たって何も善処されない状況の中で——決議をすることは、議会の一番大きな我々ができることのひとつです。もう1つできることがあります、我々は。皆さんから出された議案について審議をし、認めるかどうかというのは、議会が、我々が審議する内容であります。今すぐこの価格についてどうしろということ言うつもりは、私はありません。これはやっぱり長い歴史とそれぞれたくさん関係者の皆さん方が御苦労いただいてつくった抜本策であり、先ほども言いましたように、この抜本策そのものは、患者支援のための、チッソを救済するための抜本策だということから考えれば、患者支援という、患者を補償していくという視点を外すことはやっぱりできないと思います。

と言いながら、それでもこれだけの額を貸し付け、なおかつ現在でも償還、貸し付けをしているというときに、そして、我々が、議案書の中に含まれたチッソに対する予算というものが、ここに含まれてあるという前提を持っているときに、抜き打ちで、後ろからけし切りでやめるぞということはやっぱりだめだと思います。そういうことをしちゃいかぬと思いますが、決議まで出して、そして、ちゃんとチッソにも議長まで行って決議書を渡して、それでも善処されないということであるのであれば、我々は、我々ができる審議というもの、議決権というものの中で、やっぱり重大な決意をしなければならぬときが来るのかもしれないという思いを、私は個人的には持っております。

チッソにはずっとお金を貸し続けてきました。新しい抜本策が、やっと平成12年にできました。その後は、何かチッソと熊本県は何も関係ないみたいな雰囲気は今漂ってしまったチッソの対応、これに対して、我々が議決までして、決議までやってきたわけですから、それは執行部から見れば、そんなことをされたら困りますという、抜本策が崩れますというのはわかるけれども、また、我々もそれを望むものではありませんが、しかし、やっぱりこういう経緯があって、今でもこの予算が組まれているということを目の前に確認したときに、どう対応するのかという部分については、やっぱりしっかり重大な決意で考えなければならぬんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。執行部は答えられないかな。

○村田環境生活部長 先ほど大西委員の御質問にもお答えしたところなのですが、悩ましいというのは実はそういう意味もございまして、正直言って、そちら側に行っちゃべりたいような気持ちにもなるぐらいであります。幾つか問題点が執行部としてはございます。1つは、やはり閣議了解という流れの中でスキームができ上がっている中で、ここに今ごらんいただいてわかるように、患者補償はチッソが直接やることになっていますので、今、特別県債で措置をとっている部分の2割部分については、最終的には県の償還が困るという結果に陥ります。そういうふうな仕組みの中での悩ましさというのが実は1つございます。

それから、もう一つは、これまで与党PT、園田座長を初め相当動いてきていただいている中で、いわゆるこういうお気持ちがあることは重々受けとめていらっしゃると思うのですが、一つの形として行動を起こすということについては、与党との関係も含めまして、やはり気持ちを合わせる必要があろうかなと

いうのがもう一つの悩ましさかなというふうに私は整理をいたしております。

今、何とか——今、チッソへの貸付残高は利子まで入れると1,500億円を超えるわけですが、そういう膨大な県民の大切な税金の中からの思いというものが、何とも歯がゆい思いで、今前に進まないという議会のお気持ちについては、先ほど大西委員と同じことになりますけれども、直接PTなり、あるいは環境省なり、あるいはチッソにやはりお伝えをすべき事柄であろうというふうに思います。

それを受けて、チッソの方でどのような対応をとられるのか、そういうところも含めて、この中身のスキームも含めまして、与党PTなり環境省の御意見も伺ってみたいと思いますが、まずは今副委員長がおっしゃった、あるいは中原先生、大西先生がおっしゃったような思いというものが議会の中に沸々としてあることは間違いない事実として伝え、動くことがまず第1番かなというふうに思っております。

○前川収副委員長 もちろん複雑なスキームでありますし、結果として、それが患者に迷惑をかけたり、県そのものに迷惑がかかるというこの複雑なスキームであることは、わかっていますけれども、基本的に患者補償を完遂させるために我々は税金を投入してきたんだという大前提、そして、今、この時点において、あのとき終わったと思っていた患者に対する補償が終わってなかったんだということをやったり我々は確認したわけですから、その上に立った対応という部分において、それがうまくいかないということであるならば、この抜本策そのものがもう要らなくなるんじゃないかと、チッソが後は自分でやってくださいと、もう支援はしませんよと、まだ救済が残っているのにやらないのであれば、抜本策を崩してでも自分たちで支援をやらねというぐらいの気持ちになるということ、

そのことをしっかりとお伝えくださいませ。

以上です。

○児玉文雄委員 18年度末の残高、1,330何億円、そうすると、この特別貸付金、これはこの1,300億円の中に入っているのか、特別貸付金でずっと12年で——だから、13年度からの累積があるのか、そこらあたりをちょっと。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

先ほど申しあげました貸付残高、これは5種類の県債と申しあげましたけれども、患者県債、設備県債、ヘドロ立替債、それから一時金県債、それに、今、御質問がありました特別県債に基づく特別貸し付け、これも含まれております。

○児玉文雄委員 これは全部入っているわけですね。

○坂本環境政策課長 はい。特別貸付金の元金ベース残高が113億9,700万円、この1,339億円のうち特別貸し付けに基づきますものが113億9,700万円含まれております。

○児玉文雄委員 ということは、こういう解決を1回図ったわけですね。それから、県債が113億9,700万円、特別貸付金としてふえてきたというふうな解釈もいいわけですね。

○坂本環境政策課長 先ほども御説明いたしましたように、現在の抜本支援策では、チッソは、可能な範囲、返せる範囲で県に返してもらえればよいということになっておりまして、その8割は国の補助金が県に交付され、それで一たん措置されます。ただ、2割につきましては、県が特別県債を発行し、特別貸し付けを行い、チッソはそれを原資として、

返しております。したがって、過去の3県債、その分が減額になっておりますけれども、それがこの特別貸付金に振りかわったような、借りかえたような形で含まれているということになります。

○児玉文雄委員 だから、県は、緊急避難的措置は、一応12年度末ですか、終わったけれども、その後も県債は——まあ、いわば県債ですよ。これは続いているという解釈ですか。

○坂本環境政策課長 従前発行しておりました、例えば患者県債とか、そういった種類の県債は12年下半期をもって終了いたしておりますけれども、それにかわって、まあ借換債みたいな意味合いの特別県債というものについては、現在も発行し続けているという形になっております。

○児玉文雄委員 それと、国に、政府に資金を今出している。これは租税公課で書いてあるこの約29億9,600万円、これはチッソが国に納めるべき国税、税金というふうに解釈していいんですか。

○坂本環境政策課長 チッソが、その事業活動によって得た収益に基づいて納めるべき税金でございますが、当然国の法人税もございまして、例えば、地方税、県への法人県民税あるいは法人事業税、それから市町村への法人市町村民税、そういったようなものも含まれた金額でございます。

○児玉文雄委員 私は、チッソは、累積——今、累積は5年しか認めぬけれども、これは国の助成、県の助成、そういうのが入って、私は所得税は払わなくてもいいのじゃないかという解釈をしていたわけですね。利益から患者補償を引いて、この税金も29億円、約

30億円の金が払われておるわけですよ。だから、私は、利益が110何億円出てくりゃ、どうにか——まあ、その利益が全部使われるわけじゃない、設備投資にも回るということは我々にもわかるけれども、これだけの恩恵をいまだかつてチッソは熊本県から受けながら、勝手な、返事もしないし、分社化とかいろいろなことを条件——今、条件闘争というような感じがせぬでもないんですね。鴨下環境大臣のところに行ったとき、分社化の話は出ていないけれども、新聞には分社化の話も出したかったと、これは条件で言いたかったけれども言わなかったというような書き方をしてありましたが、ちょっと一方的過ぎはしないかと思うんだけど、チッソの態度そのものが。

○村田環境生活部長 今、児玉委員おっしゃいますように、ここに約30億円の税金があるわけですね。チッソの本音は、この30億円を県に返す分に充てたい、あるいは患者補償の方に充てる、できたら税金を——結局、これだけならぐるぐる回るのも同じですから、税金じゃなくて、税金を払わずにという思いがあります。

今、ちょっと私、記憶違いかも知れませんが、過去の損金算入がたしか7年だったと思うんですが……

○児玉文雄委員 私は5年だったと……

○村田環境生活部長 済みません、そこはちょっと確認しますが、それで切れているものですから、過去の赤字分を持ってこれないから、結果的に利益が出ると。この結果、液晶の、いわゆる好景気とも相まって、実は税金が発生するようになった。それは平成12年のころにはなかった現象であります。

チッソとしては、そういう法人税法上の改正についても何とか検討してほしいという思

いが、先ほどの分社化の思いとはまた別にあります。今回の国の中での議論は、実は先送り状態になっております。それが、与党PTの中にできましたチッソ支援の検討チームの中で、今、検討されているというふうに伺っております。

ですから、そういう意味合いも込めながら、チッソの方との話を園田座長以下お考えになっていることであろうというふうに思いますが、この税金の取り扱いは、そういうようなことで一つのポイントには大きくなっております。

ただ、状況としては、非常に景気がいいのはいいことでありますけれども、税金まで発生するような状態になったときに、チッソだけのために法人税法をさわって、そのために30億円をチャラにするということは財務省としてもなかなかできない、非常に難しい問題があるというふうに聞いております。

○児玉文雄委員 その租税特別措置法かなんかで、行政も、国も、県も、今やっぱり相変わらず金を資金繰りのために出しているわけですよ。何かそこらあたりがすっきりしないですよ。

それと、最近、民主党あたりが、水俣のチッソに行って——この間、視察団かなんか来たったですね、10人ばかり。かなり勝手なことをあっちで、ほえとるわけですよ。そこらあたりについて、県は、もう少し野党の連中にも、そういう勝手なことを言ってもらっちゃ困るんだと。点数稼ぎばかりでしょう。今の、何というか、ガソリン税とも同じですよ。それなら、熊本県も、あのガソリン税が、暫定税率が維持されなかった場合、100億円の金が、これはもう予算に計上してあるわけですから、これは3月31日でこれがパアになったときはどうするかと。確かにガソリンは安くなります。しかし、我々は——ちょっと議論がよそに離れてしまっていますが、そう

なれば県は100億円穴があくんですよね。そうすると、これは道路をつくらなくても100億円の穴埋めはしなきゃいかぬわけですよ。予算の中に、収入に入ってきているんだから。収入に入っているんですよね。入っているというか、予算の中に収入の部分で入っているわけですよ。だから、あと何を切るかとなりや、こういうチッソの特別貸付金あたりを切つていかざるを得ないんじゃないかと思うんですよ。これは、福祉にも道路にも、いろいろあの100億円というのは影響してくるんですよ。

だから、県としては、もう少しびしっとした形で、財源の用意もなく、勝手に政争の具にしてもらっちゃ困ると、それぐらいのやっぱり談話を発表すべきだと私は思いますが、部長、いかがですか。

○西岡勝成委員長 村田部長、道路特定財源は例の話ですから。

○村田環境生活部長 鎌田委員がおられますので、私が先にお話していいかどうかちょっと……思いながら今あれですけども、知事の答弁の中にも、実は今回の議会でございました。いわゆる、そういうできるだけ全面解決に近い形の中で、地元が混乱するような状態になるのはいかなものかというような趣旨なんですけど、実は談話を発表しろということでしたけれども、相当早い時期でありますけど、実は私、こういうふうなことで申し上げておりました。地元における我々としては、今の国政の状況が、いわゆる衆議院、参議院、あるいは与党、野党というふうな形で、一つの中でいろいろ論議が――もめていくよりは、ぜひ一日も早い解決のために、そこは話を逆にまとめていただけないでしょうかという思いをお伝えしたことがございます。

今回の、2月14日だったと思いますが、民主党さんの案が出てくることは、それはもう

政党の動きですから、それはそれで私どもからどうこうということはないんですが、ただ、現地での被害者の皆さん方は相当混乱をされております。その混乱が、結果的には地域の混乱になりますし、解決をさらに時間をかかせてしまうということ、私どもは一番心配をいたしております。

今、児玉委員、政争の具という言葉が使われましたけれども、でき得るならばそういう形にならずに、今回C型肝炎も原爆も、階段を2歩も3歩も上がったわけですので、水俣病も、ぜひ、最終解決に向けての階段を、政治の場で、永田町の場で足を踏み上げて階段を登っていただけないかという思いを私自身はいたしておりますし、児玉委員と全く同じ気持ちでおります。

改めて、そういう意味で、そういう気持ちは実は以前にお伝えしたことはあるんですけども、最近の中でもっと強く言えというのが、まあ執行部が言うことがどういうふうな形で伝わるかは、ちょっと私も非常に疑問に思いますけれども、そういう気持ちでもって私、動かしていただきたい、また、そういうことで東京での活動に当たりたいというふうに思っております。

○児玉文雄委員 今、いろいろ両方の意見を聞きながらやっている与党PT、今、園田さんあたりが中心になっている、これははっきり言って与党ばかりでやっているわけですか。

だから、もう厳然たる事実として、参議院は、民主党の方の、野党の方がいわば与党なんですよね。だから、この与党PTの中にはメンバーとして入っているのか、入っていないのか。（「入っていない」と呼ぶ者あり）入っていないから、そういう勝手なことを、自分たちならこういうふうにするんだと。

だから、もう少し国の方も考えなきゃいかぬとですよ。今のねじれの中で、特に本県出

身の松野信夫さんなんていうのは、最近参議院にいらがえして上がって、弁護士かなんか知らぬけれども、勝手なことをどこそこに行って言いふらしとるわけですよ。だから、ああいう人たちもPTの中に入れりゃいいんですよ、プロジェクトチームの中に。それは私は以前から違和感を感じておるんだけど、与党PTとなつとるですね。それが何で、衆議院は自民党が与党かもしれぬけれども、参議院に行くと野党の方が与党なんですよ。だから、これを両方一緒になって相談、解決策を考えて（「与野党で話し合いをして」と呼ぶ者あり）そうだろう、鎌田君。

○鎌田聡委員 だから、話し合えばいいですよ、与野党で。だから、こっちも案を出して、そして与党の案と突き合わせて……

○児玉文雄委員 ちいっと案がかけ離れとるもんだけん……

○鎌田聡委員 それは県に持ってくる話じゃなくて……

○児玉文雄委員 それは患者は喜ぶよ、150万円を400万円差上げますなんて言うなら。そっちの高い方がええと言うてから。それじゃ話はまとまらぬから、やっぱりこれから先はまとめるようなやり方を考えていくべきだと私は思いますね。

以上で終わり。

○岩中伸司委員 思いは私も、それぞれ皆さん方から今出されたチッソに対する思いは、本当にはらわたが煮えくり返るような気持ちでいます。

今、法人税の問題が出たんですが、ここでも租税公課で30億円程度出ているんですが、これだけ会社の利益が上がっているということの前提で課税されていくということですよ。

で、私は、これにプラスして、本当にチッソが水俣病の患者さんたちのことを思えば、やっぱり返済が多くなるとか、税金は税金でみんなのために使って、そして新たに患者補償に使っていくというような、そういう精神に、会社になっていただきたいと思うし、やっぱりそれが当然じゃないかと。

ただ、12月に、私も、いろんな後藤会長の話を聞いて唖然としているわけですが、その後、先ほどから出るように、2カ月間何も変わらないということですね。ですから、誠意は本当にあるのかなというのは、これは皆さん方と同じように、やっぱり県も、国を通じたり、いろんなことで精いっぱい努力をしていただきたいというのは全く同じ気持ちです。

同時に、最高裁判決でも、国、県も、やっぱりそれなりの一定の責任を持っていくと、責任があるということの前提で、これからその方の努力もしていかなければならないというふうに思います。

なかなかこれは難しいんじゃないかと思うんですが、ちょっと個別なことで申しわけないんですが、先ほど御説明いただいた認定申請の状況を、これは前回も報告いただいたんですが、1月31日までで3,700人ということで、今回認定審査のための運営費で2,400万円程度予算が計上されるようですけども、これではちょっと間尺に合わないというか、どういうスピードでそういう具体的な作業が進んでいくのかということを非常に心配するんですね。

今、与党PTとか、これは与野党一緒になって対策会議が持たれて、結論、方向性が出されれば早く解決するかもしれぬけれども、今のままだとちょっと混乱をするような現状じゃないかという、そんな中で、やっぱり県として進めていけるそういう具体的な作業、これはやっぱりしっかり努力をしていただきたいと思うんですが、この辺は、認定申請を

受けて3,700人ということの数の報告がありました。これはどんな感じで今後進んでいきますか。

○田中水俣病審査課長 認定審査会につきましては、今、お話がございましたように、2,437万6,000円を予算化しております。その審査にかける前提となる検診業務というのがございまして、これは疫学調査とか検診とかを行う分でございますけれども、それにつきましては資料の3ページの4の(2)に書いておりますとおり、7,375万2,000円ということで計上させていただいております。

各予算で立てております計画でございますけれども、検診の方につきましては、年間で850人検診を行うこととしております。そして、750人について、審査会において審査を行っていくということで予算上の積算を行っているところでございます。

この数字につきましては、実際、検診医の確保ということによりまして、検診体制の整備ということが課題になっているわけでございますけれども、御承知のように、一般的な医師不足の中で、水俣病に関する専門の知識、経験をお持ちの検診医の方を確保するというのは、非常に厳しい状況にあるわけでございます。

そうした中で、本年度におきましても、国、環境省の協力をいただきながら検診医の方の確保を行ったり、また、現在担当していただいている検診医の方には、その担当していただく件数をできる限りふやしていただくような御協力をお願いいたしまして、徐々にではございますが、体制の整備を図ってきているところでございます。

現在、20年度の当初予算につきましては、先ほど言いましたような数字を積算はしておりますけれども、今後さらに検診体制の整備を図りまして、できる限りお待たせすることのないように、精いっぱい取り組んでいき

たいというふうに思っているところでございます。

○岩中伸司委員 今の年間850人という、非常に今の時点でも、考えれば5年はおかかっていくんですね。しかし、やっぱり医師不足、今、課長がおっしゃるように、大変難しい問題もたくさんあると思うんですが、この5年というのは余りにもかかり過ぎと思いますので、ぜひちょっと早目にいろんな体制をとっていただきたいというふうに思います。そういう展望はありますか。

○田中水俣病審査課長 今、850人検診と申し上げましたのは、現在の検診医の確保状況とかを見まして、達成可能な水準で予算化しているという状況でございまして、この数字でいいというふうに思っているわけではございませんで、精いっぱい検診医の確保に努めながら、できるだけ多く件数が処理できるように頑張っていきたいと思っております。

○西岡勝成委員長 検診体制ももちろんですけども、それを進めるためにも、やはり政治救済策をまとめて、二本立てでやるのが一番大事でございますので、我々も努力をしていきたいと思っております。

そのほかはございませんか。

先ほど来、チッソに対するふんまんやる方ない皆さんの御意見がございました。改めて、今なお貴重な税金を多額に使いながらチッソ支援を行っております。これは、何もチッソ株式会社のためにあるのではなくて、やはり患者補償という大前提の中に我々もしているわけでございますけれども、平成12年度の閣議了解で定められたことでもございます。今これを、前川副委員長からもございましたように、議会でけるといようなこともできないわけではございませんけれども、いろいろな患者補償につきまして、また県債の返済につ

きましてもいろいろな障害が起こることも事実でございます。さりとて、やはりここはチッソにも、今、そのような厳しい県議会での議論があったことを与党PT、また、国、チッソに伝えて、どうかチッソにも和解の場に立っていただきたいと思えます。

今議会でも、藤川委員、鎌田委員、それぞれ知事に対しても質問がありました。執行部からもお答えがあったんですけれども、やはり溝口訴訟がああいう結果になりまして、訴訟派の方々も、できれば和解の方に進みたいというような気持ちの方々も徐々にふえてきている現状がありますけれども、一方で、やはりチッソがその救済策を受け入れない場合、どうなっていくのかというようなこと等の心配もありまして、なかなか物が先に進みません。ここはひとつ、そういうことも踏まえて、委員会、また県執行部と力を合わせながら、チッソにぜひ納得いただくような努力を重ねてまいりたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

そのほか、何かございせんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは、ないようでございますので、次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規定に基づきまして、議長に申し出ることといたしてよろございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

なお、要望書が1件提出されておりますので、御参考までにお手元に配付いたしております。

以上で本日の審議は終了いたしました。

○西岡勝成委員長 閉会に当たりまして、本年度の定例会での委員会審議は今回で最後に

なりますので、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年5月の委員会の設置以来、前川副委員長とともに、一日も早く被害者の方々の救済が行われるようにとの強い思いで務めさせていただきました。

各委員におかれましても、同様の思いで、熱心に御議論をいただいたものだと思っております。また、急な日程によります臨時の開催が多かった本委員会にも、皆様まげて御出席をいただき、心から感謝を申し上げたいと思えます。

また、執行部の皆さん方にも、適切に対応をしていただきましたことを、心からお礼を申し上げます。

与党プロジェクトチームによる新たな救済策につきましては、関係者の合意等の残された問題がありますけれども、10月末に示された基本的な考え方にに基づき、今後とも県議会と執行部が連携を図り、被害者の方々の早期救済のため取り組んでいく必要があると感じております。

最後になりますが、救済策が一日も早く実現しますことを願いますとともに、委員各位並びに執行部の皆様方の御努力と御協力に心から敬意を表し、皆様方のますますの御発展と御活躍を祈念いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

以上をもちまして、本委員会を終了いたします。

午後2時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長